

防 発 第 500 号
地 発 第 605 号
平成 6 年 4 月 1 日

各部（室）課（隊）長
各 参 事 官
警 察 学 校 長
各 警 察 署 長 殿

岐阜県警察本部長

地域安全指導員の設置と協力体制の確立について（例規通達）

財団法人岐阜県防犯協会（昭和60年12月27日に財団法人岐阜県防犯協会という名称で設立された法人をいう。以下「県防犯協会」という。）においては、地域住民による地域安全活動を効果的に推進するため、従来の防犯連絡所制度を発展的に解消し、別添のとおり地域安全指導員の設置及び運営に関する要綱（基準）（以下「要綱」という。）を定め、地域安全指導員（以下「指導員」という。）を中心とした、地域における自主防犯体制の強化を図っていくこととされた。

各警察署においては、地域における自主的な防犯活動を積極的に支援する立場から、下記の事項に十分留意して、地区防犯協会との緊密な連絡を保ち、指導員の設置促進に努めるとともに、協力体制の確立と指導育成に努められたい。

なお、「防犯連絡所の設置促進と協力体制の確立」（昭和44年5月9日付け防発第171号）は、廃止する。

記

1 運用解釈

(1) 目的（第1関係）

従来の防犯連絡所は主に犯罪の予防活動を目的としていたが、地域における安全と平穏を確保するためには、犯罪予防に限らず事故、災害を含めた活動を展開していく必要があることから、防犯連絡所に代えて、地域安全指導員を設置することとしたものであり、地域住民による自主的な活動体制を確立する意味から、この基準により難しい場合は、地域の実情に応じた定めを設けても差し支えないものとする。

(2) 指導員の位置づけ（第2関係）

指導員は、民間防犯組織の中核である地区防犯協会と地域住民との連絡拠点であるとともに、警察と地域住民とのパイプ役となる者である。

また、地域住民による地域安全活動を推進する上で、活動の中心となる者であり地区防犯協会の構成員である。

(3) 指導員の信条（第3関係）

指導員は、地域住民の自主性に基づいて、安全で住みよい街づくりを目ざすという

目的から設置するものであり、個人のプライバシー保護に留意し、熱意と親切心をもって活動に当たるものとする。

(4) 指導員の選考及び委嘱等（第4関係）

ア 指導員は、自治会（町内会）長等を形式的に委嘱することなく、地区防犯協会長と協議の上、地域安全活動に理解があり、活動する能力と意欲のある者、地域の実情に精通している者等真に活動ができる者を幅広く選考して委嘱するものとする。

なお、選考に当たっては、特に地域警察部門で把握している社会貢献活動への積極的な取組みが認められる女性、青年、年長者の委嘱にも配慮すること。

また、地域安全活動は自治会（町内会）の理解と協力が不可欠であることから、自治会（町内会）の同意を得られるように努めること。

イ 委嘱状及び指導員証については、警察との協力関係を担保するため、地区防犯協会長と警察署長の連名とする。

ウ 地域の実情に応じ、指導員の活動を効果的に行うため、指導員の補助者を、例えば「地域安全連絡員」等の名称で選任することができるものとする。

なお、その名称、選任手続等に関しては、地区防犯協会において定めるものとする。

(5) 指導員の任期（第5関係）

ア 指導員の任期については、活動の定着を図る必要があることから、原則として2年とし、委嘱状には委嘱期間を明記する。

イ 指導員の解嘱は、病気・事故等により活動ができなくなった場合、若しくは犯罪行為等重大な不適格事案があった場合に地区防犯協会長と警察署長が協議の上決定するものとする。

(6) 指導員の活動（第6関係）

指導員の具体的な活動は、別記1「地域安全指導員の活動」のとおりとする。

(7) 指導員班長の選任等（第7関係）

指導員班長を交番、駐在所（以下「交番等」という。）単位に選任することとしたのは、交番等との連携を図り、地域に密着した地域安全活動を展開することが望ましいためである。

なお、地域の実情に応じ数名を選任し運用してもよいものとする。

(8) 指導員総代の選任等（第8関係）

指導員総代は、地区防犯協会単位に1人選任することとするが、地区に複数の自治体がある場合は、副総代を設けて各自治体相互の連携を図ることが望ましい。

なお、副総代の選任手続は、地区防犯協会において定めるものとする。

(9) 指導員表示板の掲示（第9関係）

指導員表示板は、従来の防犯連絡所表示板に代わるものであり、指導員の住居、営業所、事務所等の見やすい箇所に掲示するものとする。

2 指導員委嘱の留意事項

(1) 指導員の委嘱数

指導員の委嘱数については、地域警察官等の訪問、相互の連絡及び研修会・指導員連絡会議等の開催などを考慮し、一受持区に5人程度とする。

ただし一つの交番については、最大限30人程度、駐在所（1人勤務の交番を含む。）については最大限10人程度とすること。

(2) 防犯連絡責任者及び防犯連絡所表示板の取扱い

ア 防犯連絡責任者の解職に当たっては、誠意を表するとともに、特に活発な活動を実施した者、長年にわたり委嘱していた者等については、指導員の選考対象に加えるほか、地区防犯協会長と警察署長の連名による感謝状の贈呈、礼状の発出を考慮し、今後の協力を依頼すること。

イ 防犯連絡所表示板にあつては、解嘱とともに取り外すといった厳格な取扱いをするよりも、本人の意向を尊重して自然に解消させるという柔軟な取扱いをすること。

3 指導員の指導育成

(1) 部内教養

指導員設置の目的、活動内容及び警察の支援活動等を全警察職員に周知徹底させること。

(2) 指導員の氏名、活動等の広報

指導員の氏名、役割等の紹介と、活動に対する住民の協力依頼等については、警察署広報紙、ミニ広報紙等へ掲載するほか、自治体等の各種広報媒体、各種会議等を利用して、地域住民に対する広報を徹底すること。

(3) 指導員研修の実施

指導員の委嘱式、各種会議の機会を利用して指導員研修を行い、指導育成に努めること。

4 訪問の励行

(1) 各警察官は、警察活動を通じ、積極的に指導員を訪問・面接し、地域安全情報の伝達、地域住民の要望・意見等の聴取だけでなく、指導員の活動に対する指導助言を行い、その活動意欲を高めること。

(2) 地域警察官は、指導員と常に接触することに心がけ、通報連絡体制の確立及び地域安全情報の適切な伝達等に配慮し、受持区内の指導員を1か月に1回以上訪問し、面接するように努めること。

5 指導員運用上の留意事項

(1) 通報連絡時の措置

指導員から通報連絡がなされた場合は、別記2の連絡簿により、連絡内容と措置状況を明らかにしておくこと。

(2) 連絡意欲の高揚

通報連絡のあった事案については、速やかにその措置状況を指導員に知らせ、連絡意欲の高揚を図るように配慮すること。

(3) プライバシー等の侵害防止

緊急な用件以外は、深夜指導員宅を訪問したり、経済的な負担や不必要な肉体的、精神的な負担をかけないように配慮すること。

(4) 自主性の尊重

指導員の活動は、その目的に従って、あくまでも自主的に行われるものであることを理解し、警察目的の活動とみなされることのないよう特に配慮すること。

別記1

地域安全指導員の活動

項 目	内 容
1 地域安全情報の住民への提供・伝達	<p>地区防犯協会、交番等から提供を受けた地域安全情報を掲示、回覧、電話、ファクシミリ等により速やかに地域住民に提供・伝達する。</p> <p>また、地域の会合、集会の場を利用して提供・伝達する。</p>
2 地域住民等からの要望・意見等の把握と地域安全指導班長、交番等への連絡	<p>地域住民の要望、意見等を交番等へ連絡する。</p>
3 地域安全に関する座談会、講習会等の企画、開催	<p>交番等、公民館、地域のコミュニティーセンターなどを利用して、地域安全に関する座談会、講習会、ミニ集会等を企画し開催する。</p>
4 防犯パトロール等の企画・実施	<p>地域における犯罪等の発生状況、危険箇所を把握し、防犯防災パトロール、危険箇所の警戒パトロール等を企画し、実施する。</p>
5 地域安全活動への参加呼び掛け	<p>あらゆる機会を活用して、地域安全活動への参加を地域住民に呼び掛ける。</p>
6 警察が行う地域安全活動への協力	<p>警察の実施する防犯診断、防犯指導等の地域安全活動に対して協力する。</p>
7 警察措置を必要とする事項の警察への連絡	<p>警察措置を必要とする事項を知った場合は、110番、電話、ファクシミリ等により警察に連絡するとともに、通報依頼者にもその旨を連絡する。</p>

別記2

署 長	副署長・次長	刑務所・地域館	課 長	係 長	係

連絡簿

地域安全指導員氏名	
受 理 日 時	年 月 日 時 分 ころ
受 理 者	係 交番・駐在所 印

連絡事項

処理結果	
------	--

地域安全指導員に対する回答	年 月 日 時 分
---------------	-----------

別添

地域安全指導員の設置及び運営に関する要綱（基準）

第1 目的

この要綱は、犯罪、事故、災害（以下「犯罪等」という。）のない安全で住みよい街づくりを目指して、地域住民による自主的な活動を促進し、効果的な犯罪等の未然防止活動（以下「地域安全活動」という。）を展開するため、地域安全指導員（以下「指導員」という。）の設置及び運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

第2 指導員の位置付け

指導員は、地域住民が自主的に行う地域安全活動の中核であり、地域住民と地区防犯協会との連絡拠点とする。

第3 指導員の信条

指導員は、犯罪のない安全で住みよい街づくりのため、熱意と親切を旨とし、社会奉仕活動に当たるものとする。

第4 指導員の委嘱等

- 1 指導員は、地域の実情に精通し、地域住民の信望を有し、かつ活動を実践できる者の中から地区防犯協会長と警察署長が協議し、連盟による委嘱状（第1号様式）及び指導員証（第2号様式）を交付して委嘱する。
- 2 地区防犯協会長は、指導員の活動を効果的に行うため、必要により指導員を補助する者を指定することができるものとする。

第5 指導員の任期

指導員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

なお、任期中であっても、指導員として適当でない認められる事由が発生したときは、解嘱することができるものとする。

第6 指導員の活動

指導員は、地域住民、警察、自治体等と協力して次の活動を行うものとする。

- (1) 地域安全情報の住民への提供・伝達
- (2) 地域住民等からの要望・意見等の吸い上げと指導員班長、交番、駐在所（以下「交番等」という。）への連絡
- (3) 地域安全活動資料等の配布・回覧・掲示
- (4) 地域安全に関する座談会、講習会、パトロール等の企画・実施
- (5) 地域安全活動への参加呼び掛け
- (6) 警察、県及び市町村が行う地域安全活動への協力
- (7) 警察措置、その他の行政措置を必要とする事項の警察への連絡

第7 指導員班長

1 指導員班長の選任

- (1) 交番等の管轄区域（以下「所管区」という。）ごとに指導員班長（以下「班長」という。）を置く。
- (2) 班長は、所管区内の指導員の中から指導員の推薦又は互選によって1人を選考し、地区防犯協会長が選任書（第3号様式）を交付して選任する。

- 2 班長の任期、解嘱に関する事項は、第5を準用する。

3 班長は、次の活動を行う。

- (1) 指導員、地区防犯協会、警察、自治会、その他団体等との連絡・調整
- (2) 地域住民、指導員等からの犯罪等の未然防止に関する情報（以下「地域安全情報」という。）、その他要望意見の集約
- (3) 地区防犯協会及び交番等からの地域安全情報の受理と指導員への伝達
- (4) 指導員連絡会議の開催

第8 指導員総代

1 指導員総代の選任

- (1) 地区防犯協会ごとに指導員総代（以下「総代」という。）を置く。
- (2) 総代は、班長の中から班長の推薦又は互選によって1人を選考し、地区防犯協会長が選任書（第4号様式）を交付して選任する。

2 総代の任期、解嘱に関する事項は、第5を準用する。

3 総代は、次の活動を行う。

- (1) 班長、地区防犯協会、警察、自治体、その他団体等との連絡・調整
- (2) 地区内で防犯対策が必要な犯罪が発生した場合における対策会議等の開催
- (3) 班長会議の開催
- (4) 指導員の活動に関する指導
- (5) 岐阜県地域安全指導員連絡協議会の会議への出席

第9 指導員表示板の掲示

1 指導員の住居等の見やすい箇所に、指導員を表示する表示板（第5号様式）を掲げるものとする。

2 指導員の任期が満了したとき若しくは再任されなかったとき又は任期中に解嘱されたときは、速やかに表示板を委嘱者に返納するものとする。

第10 表彰

地区防犯協会長は、指導員の活動について、特に功労があると認めるときは岐阜県防犯協会長に対して表彰上申するものとする。

第11 備付け簿冊等

1 地区防犯協会に、指導員名簿（様式第6号）を備え、指導員の委嘱状況を明らかにしておくものとする。

2 指導員は、地区防犯協会から配布された次の資料等を備え付け、地域安全活動に利用するものとする。

- ・本要綱等の活動根拠規定
- ・指導員名簿、連絡簿
- ・指導員活動の手引

附 則

この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年12月1日から施行する。

委嘱 第 号

委 嘱 状

様

あなたを地域安全指導員に
委嘱します。

委嘱期間 年 月 日 から

年 月 日 まで

〇〇地区防犯協会長

〇〇警察署長

第2号様式

第 号	
地 域 安 全 指 導 員 証	
氏 名	
(年 月 日生)	
委嘱期間	
年 月 日から	年 月 日まで
年 月 日	
	〇〇地区防犯協会長 〇 〇 警 察 署 長

5. 4

8. 5

備考

- 1 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

第 号

選 任 書

様

あなたを地域安全指導員班長に
選任します。

選任期間

年 月 日 から
年 月 日 まで

〇〇地区防犯協会長

第 号

選 任 書

様

あなたを地域安全指導員総代に
選任します。

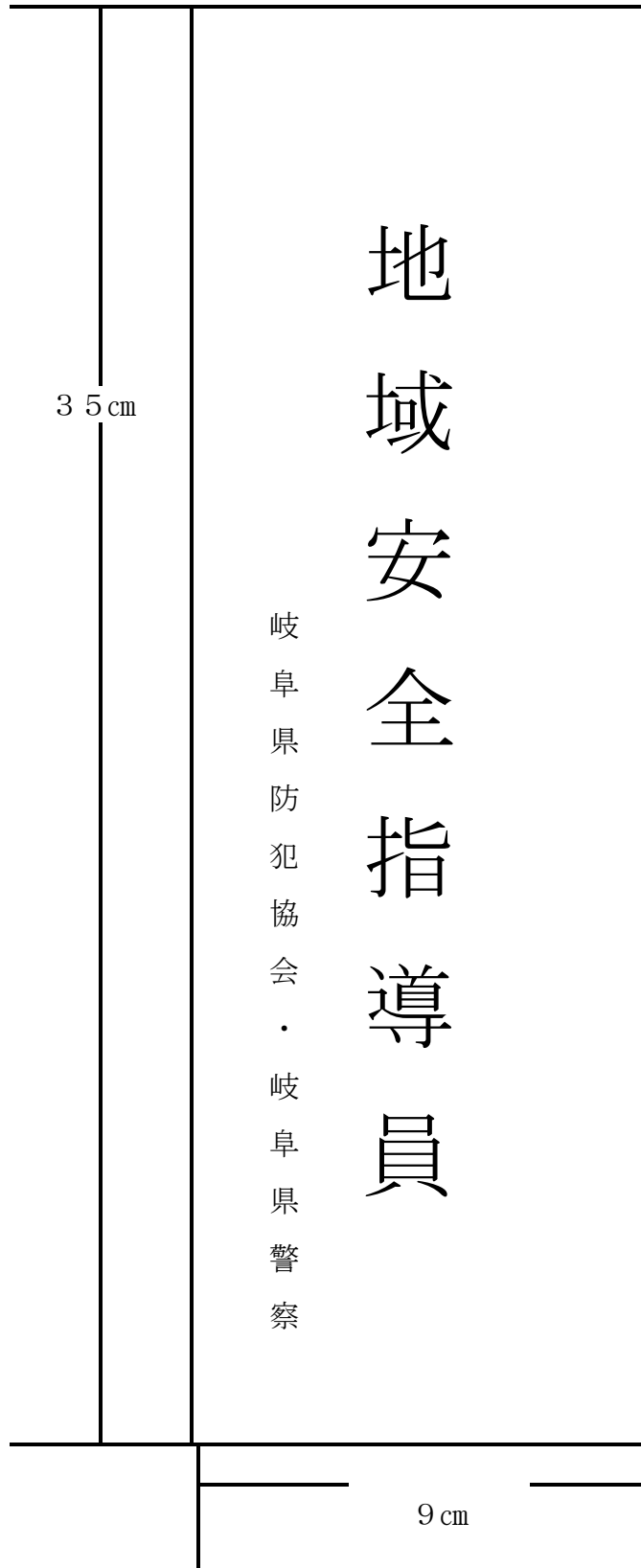
選任期間

年 月 日 から
年 月 日 まで

〇〇地区防犯協会長

第5号様式

地域安全指導員表示板



- 注 1 材質は、プラスチック製とする。
2 形状寸法は、上図のとおりとする。

